

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R3.4.8	R3.6.7	・令和3年3月22日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和3年3月31日付2中淀第444号東京都行政財産使用許可書	6	1						1	1	1							ア 担当者名及び電話番号。特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 基地局設置場所に関する記載、数量（面積）及び図面。電気通信事業の安定的な遂行・展開のための重要な経営情報であり、明らかになることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 図面。図面が公になることで、外観からは判断困難な施設構造や設備形状等を把握することが可能となり、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号）。 エ 印影。印影を公にした場合、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）。	中央卸売市場 淀橋市場
2	R3.4.8	R3.6.8	・令和2年3月4日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年3月11日付31中大市第1222号東京都行政財産使用許可書 ・令和3年1月27日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和3年2月18日付2中大市第1270号東京都行政財産使用許可書	13	1						1	1	1							ア 申請者名（代表取締役の場合を除く）、担当者名及び電話番号。特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 基地局設置場所に関する記載、数量（面積）及び図面。電気通信事業の安定的な遂行・展開のための重要な経営情報であり、明らかになることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 図面。図面が公になることで、外観からは判断困難な施設構造や設備形状等を把握することが可能となり、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号）。 エ 印影。印影を公にした場合、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）。	中央卸売市場 大田市場市場 管理課
3	R3.4.8	R3.6.8	・令和元年12月4日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年1月30日付31中洲管第1324号東京都行政財産使用許可書 ・令和2年12月2日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和3年3月23日付2中洲管第1691号東京都行政財産使用許可書 ・令和3年2月16日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和元年12月25日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年2月4日付31中洲管第1325号 東京都行政財産使用許可書 ・令和2年12月10日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和3年3月23日付2 中洲管第1692号 東京都行政財産使用許可書 ・令和3年3月1日付 東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年2月5日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年2月18日付31中洲管第1439号 東京都行政財産使用許可書 ・令和2年12月21日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和3年3月23日付2 中洲管第1693号 東京都行政財産使用許可書 ・令和元年5月14日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和元年8月8日付2 中洲管第618号 東京都行政財産使用許可書	291	1						1	1	1							ア 申請者名（代表取締役名を除く）、担当者名及び電話番号。特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 基地局設置場所に関する記載、使用料、数量（面積）、使用期間及び図面。電気通信事業の安定的な遂行・展開のための重要な経営情報であり、明らかになることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 図面。図面が公になることで、外観からは判断困難な施設構造や設備形状等を把握することが可能となり、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号）。 エ 印影。印影を公にした場合、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）。	中央卸売市場 豊洲市場管理 課
4	R3.4.8	R3.6.9	・令和2年2月4日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年7月31日付東京都行政財産使用許可申請書 ・令和2年2月27日付31中世第737号東京都行政財産使用許可書 ・令和2年9月8日付2中世第301号東京都行政財産使用許可書	36	1						1	1	1							ア 担当者名及び電話番号。特定の個人を識別できるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 基地局設置場所に関する記載、数量（面積）及び図面。電気通信事業の安定的な遂行・展開のための重要な経営情報であり、明らかになることにより、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 ウ 図面。図面が公になることで、外観からは判断困難な施設構造や設備形状等を把握することが可能となり、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号）。 エ 印影。印影を公にした場合、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）。	中央卸売市場 世田谷市場
5	R3.6.15	R3.6.25	以下工事案件の工事設計内訳書、図面及び特記仕様書 ・築地市場（30）冷蔵庫棟ほか解体工事 ・築地市場（30）正門仮設駐車場ほか解体工事 ・築地市場（30）水産物部立体駐車場ほか解体工事	1,788	1															-	中央卸売市場 事業部施設課
6	R3.6.15	R3.6.25	以下工事案件の工事設計内訳書、図面及び特記仕様書 ・築地市場（28）水産物部本館及び卸売場棟解体工事 ・築地市場（28）水産物部仲卸売場解体工事 ・築地市場（28）青果部卸売場仲卸売場解体工事 ・築地市場（28）青果部事務棟ほか解体工事	2,163	1															-	中央卸売市場 事業部施設課

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>について  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。